

回覧 令和6年度高齢者住宅用火災警報器給付事業のお知らせ

事業開始のお知らせがホームページにアップされましたのお知らせします。

昨年度は5世帯でこの事業により設置をしました。また、昨年度は、65歳以上の高齢者世帯が対象でしたが、今年度から世帯構成にかかわらず、65歳以上の方が就寝される寝室に拡大されましたので、ぜひ未設置の家庭ではご検討をお願いします。

申請は個人でできますが、昨年度同様町内会でまとめて、管轄の飯坂消防署東出張所に提出したいと考えております。設置を希望される方は、役員に申し出てください。申請書をお持ちします。

＜住宅用火災警報器を取り付けましょう。＞

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

住宅火災における死者は、約7割が65歳以上の高齢者となっています。住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少します。

平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されていますが、令和5年6月1日時点の福島市における住宅用火災警報器の設置率は80%（全国平均84.3%、福島県平均80%）、※条例適合率は66%（全国平均：67.2%、福島県平均61.5%）となっており、条例に適合した設置は依然として少ない状態です。※条例適合とは、火災予防条例で設置が義務づけられている「寝室」、「寝室が2、3階にある場合は階段の天井」に設置されている割合

住宅用火災警報器 取り付けましたか？

設置は義務です！

どうしたの お嬢さん？ そうなの？

火災警報器の有無で 死者数が約半減

火災警報器 設置なし	火災警報器 設置あり
約半数に	約半数に
12.1人	6.1人

住宅火災における 死者の約7割が 65歳以上の 高齢者です

65歳以上 約7割

福島市での建物火災で こんなこともありました。

早期、共同住宅の寝室において、テーブルタップから煙が発生し、住宅用火災警報器が作動。就寝中の家人が警報音に気づき、コンセントから電源プラグを引き抜き、火災を未然に防ぐことが出来たのです。住宅用火災警報器のおかげで、大切な命や財産が失われずに済んだのです。

お嬢ちゃん火災警報器買ってくるよ で、どこに付ければいいの？

必要なのは寝室！ 寝室が2、3階にある場合は 階段にも設置ね！

- 取り付けなければいけない場所
 - ・寝室 〔煙式〕
 - ・階段 〔煙式〕（寝室が2、3階にある場合）
- 取り付けられることが望ましい場所
 - ・台所 〔煙式〕または 〔熱式〕
 - ・居室 〔煙式〕

※天井または壁面に設置します。

※このチラシは、福島市危険物安全協会・福島市消防設備協会・福島市防火管理連絡協議会の協力を得て制作したものです。

もう取り付けているから大丈夫よ

定期的に住宅用火災警報器の 作動確認をしましょう

1 作動の確認方法

ボタン式 ひも式

ボタンを押す または ひもを引くだけ

点検しましょう

2 正常な場合

正常を知らせるメッセージが鳴ります。

ピーピー 火事です

どなたから

ピーピー

音が鳴らない場合

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。それでも鳴らない場合は「電池切れ」か「機器の故障」です。

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換しましょう

- 住宅用火災警報器を設置したときに記入された〈設置年月〉、または、本体に記載されている〈製造年〉を確認してください。
- 10年経っていないくても、故障などの場合は交換が必要です。上記の手順で作動を確認してください。

「なんでも相談窓口」では、取り付け支援も実施しています。お気軽にご相談ください。

住宅防火や住宅用火災警報器のご相談は、お近くの消防署所「住宅用火災警報器なんでも相談窓口」へ

福島市消防本部予防課 024-534-9105 飯坂消防署 024-542-2986 福島南消防署 024-547-3119
 清水分署 024-557-5415 東出張所 024-553-7796 信夫分署 024-593-1900
 TEL 024-534-9103 西出張所 024-591-4628 杉妻出張所 024-546-2910

65歳以上
の方に

無料で住宅用火災警報器の 給付と取り付けを行います！

申込期間：令和7年2月28日（金）まで 先着300世帯

福島市消防設備協会・福島市防火管理連絡協議会・福島市危険物安全協会では、高齢者に対する住宅防火対策の推進のため、65歳以上の希望者に対して住宅用火災警報器の無償給付を行います。

300世帯を対象とし、福島市消防本部のご協力により消防職員が取り付けを実施します。

==== 無償給付の対象者は①と②の全てに該当する方です =====

- ① 65歳以上の方が居住している世帯（市内在住）で出火時の早期対応や防火対策等の配慮が必要な方。
※65歳未満の方が同居している場合も対象とします。
- ② 住宅の寝室に住宅用火災警報器が設置されていないこと。

==== 無償給付・設置の内容とは =====

- 無償給付する内容
協会が準備した住宅用火災警報器を寝室に取り付けます。

==== 申し込みから取り付けまでの流れ =====

